

■用途地域・住居系の変更	2
■固定資産税評価替え	6
■特別土地保有税	7
■みんなで支え合う年金制度	8
■平成6年度保育園入園児募集	12
■表通り川越まつり	16

農業ふれあいセンター東側に移築・復元された旧戸田家住宅



住みよいまちづくりを求めて



都市計画法が二十四年ぶりに抜本的に改正され、平成五年六月に施行されました。その中で、土地や建物の利用方法を定めた「用途地域」が細分化、平成八年六月までに全国一斉に、現在の八種類から十二種類に変更されます。この変更は、主に住環境の保護を目的としたもので、安全で快適な住みよいまちづくりを進めるためのものです。

用途地域は、土地利用のルールです

私たちが新たに建築物を建てようとする場合、建てられる地域と、建てられない地域に出会います。それは、私たちの土地が、各人の勝手気ままな建築を制限し、快適な住環境を作り、限られた土地を有効に使うためのルールで守られているからです。

市内の土地は、まず、建築物が建てられる「市街化区域」と、原則として建てられない「市街化調整区域」に二分されています。しかし、市街化区域ならどんな建築物でも建てられるかというと、そうではありません。市街化区域は、さらに住居系・商業系・工業系の三系統に大別される「用途地域」に分けられ、土地や建物の利用方法について定められています。

用途地域は、建築物の使われ方や形

私たちが新たに建築物を建てようとする場合、建てられる地域と、建てられない地域に出会います。それは、私たちの土地が、各人の勝手気ままな建築を制限し、快適な住環境を作り、限られた土地を有効に使うためのルールで守られているからです。

市内の土地は、まず、建築物が建てられる「市街化区域」と、原則として建てられない「市街化調整区域」に二分されています。しかし、市街化区域ならどんな建築物でも建てられるかというと、そうではありません。市街化区域は、さらに住居系・商業系・工業系の三系統に大別される「用途地域」に分けられ、土地や建物の利用方法について定められています。

用途地域は、建築物の使われ方や形

あなたは、自分が住んでいる場所が、現在どんな用途地域なのかを知っていますか。

川越市の都市計画面積は、一〇九・一〇平方キロ。内訳は、市街化区域の三三・三二平方キロ、市街化調整区域の七六・七九平方キロ。今回の用途地域の変更に関係する住居系は約二五・八〇平方キロで、市街化区域のおよそ八〇パーセントに当たる地域になっています。

一万五千分の一に縮尺された「川越市都市計画図」(左写真)は、用途地域別に八色に着色されたものです。また、建ぺい率、容積率、都市計画道路・公園・区画整理事業地等も掲載されています。同図は、無料で閲覧できるほか、四百円で販売もされています。

都市計画法の改正趣旨

昭和44年施行の旧都市計画法は、当時社会的な問題になっていたスプロール（虫食い状態）化による住環境の悪化防止に重点を置いたものでした。その後、社会構造・経済情勢が大きく変化、地価高騰時には業務ビルや商業店舗が住宅地へ無秩序に進出、居住環境が悪化するなどの問題が生じてきました。そうした問題に対応し、総合的に土地政策を進めるため、今回の改正が行われました。新都市計画法には主に、住環境の保護を図るために用途地域の細分化、地区計画制度の拡充、市町村の都市計画に関する基本的な方針（マスタープラン）の創設などが掲げられています。

住居系が七種類に細分化されます

平成五年六月に改正都市計画法が施行され、平成八年六月までに用途地域・

住居系が、七種類（現在八種類に分けられることになりました。商業系（近隣商業地域・商業地域）と工業系（準工業地域・工業地域・工業専用地域））は原則的に従来どおりで、用途地域の変更はありません。住居系の細分化により、用途地域の合計は、現在の八種類から十二種類になります。

新用途地域・住居系は、規制が厳格な順から次の様になります。変更は、住環境の保護を主目的に行われます。

①第一種低層住居専用地域
環境良好な低層住宅（高さ十メートル以内）専用地域。兼用住宅で、床面積五十平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

②第二種低層住居専用地域
環境良好な中高層住宅（高さ十メートルを超える建物）地。床面積五百平方メートル以内の店舗・飲食店等は建てられます。

③第一種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅（高さ十メートルを超える建物）地。床面積五百平方メートル以内の店舗・飲食店等は建てられます。

④第二種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑤第一種住居地域
住宅地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域。床面積三千平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑥第二種住居地域
住居地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域で、規模にかかわり、用途地域の合計は、現在の八種類から十二種類になります。

新用途地域・住居系は、規制が厳格な順から次の様になります。変更は、住環境の保護を主目的に行われます。

①第一種低層住居専用地域
環境良好な低層住宅（高さ十メートル以内）専用地域。兼用住宅で、床面積五十平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

②第二種低層住居専用地域
環境良好な中高層住宅（高さ十メートルを超える建物）地。床面積五百平方メートル以内の店舗・飲食店等は建てられます。

③第一種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

④第二種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑤第一種住居地域
住宅地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域。床面積三千平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑥第二種住居地域
住居地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域で、規模にかかわり、用途地域の合計は、現在の八種類から十二種類になります。

新用途地域・住居系は、規制が厳格な順から次の様になります。変更は、住環境の保護を主目的に行われます。

①第一種低層住居専用地域
環境良好な低層住宅（高さ十メートル以内）専用地域。兼用住宅で、床面積五十平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

②第二種低層住居専用地域
環境良好な中高層住宅（高さ十メートルを超える建物）地。床面積五百平方メートル以内の店舗・飲食店等は建てられます。

③第一種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

④第二種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑤第一種住居地域
住宅地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域。床面積三千平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑥第二種住居地域
住居地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域で、規模にかかわり、用途地域の合計は、現在の八種類から十二種類になります。

新用途地域・住居系は、規制が厳格な順から次の様になります。変更は、住環境の保護を主目的に行われます。

①第一種低層住居専用地域
環境良好な低層住宅（高さ十メートル以内）専用地域。兼用住宅で、床面積五十平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

②第二種低層住居専用地域
環境良好な中高層住宅（高さ十メートルを超える建物）地。床面積五百平方メートル以内の店舗・飲食店等は建てられます。

③第一種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

④第二種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑤第一種住居地域
住宅地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域。床面積三千平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑥第二種住居地域
住居地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域で、規模にかかわり、用途地域の合計は、現在の八種類から十二種類になります。

新用途地域・住居系は、規制が厳格な順から次の様になります。変更は、住環境の保護を主目的に行われます。

①第一種低層住居専用地域
環境良好な低層住宅（高さ十メートル以内）専用地域。兼用住宅で、床面積五十平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

②第二種低層住居専用地域
環境良好な中高層住宅（高さ十メートルを超える建物）地。床面積五百平方メートル以内の店舗・飲食店等は建てられます。

③第一種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

④第二種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑤第一種住居地域
住宅地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域。床面積三千平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑥第二種住居地域
住居地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域で、規模にかかわり、用途地域の合計は、現在の八種類から十二種類になります。

新用途地域・住居系は、規制が厳格な順から次の様になります。変更は、住環境の保護を主目的に行われます。

①第一種低層住居専用地域
環境良好な低層住宅（高さ十メートル以内）専用地域。兼用住宅で、床面積五十平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

②第二種低層住居専用地域
環境良好な中高層住宅（高さ十メートルを超える建物）地。床面積五百平方メートル以内の店舗・飲食店等は建てられます。

③第一種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

④第二種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑤第一種住居地域
住宅地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域。床面積三千平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑥第二種住居地域
住居地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域で、規模にかかわり、用途地域の合計は、現在の八種類から十二種類になります。

新用途地域・住居系は、規制が厳格な順から次の様になります。変更は、住環境の保護を主目的に行われます。

①第一種低層住居専用地域
環境良好な低層住宅（高さ十メートル以内）専用地域。兼用住宅で、床面積五十平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

②第二種低層住居専用地域
環境良好な中高層住宅（高さ十メートルを超える建物）地。床面積五百平方メートル以内の店舗・飲食店等は建てられます。

③第一種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

④第二種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑤第一種住居地域
住宅地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域。床面積三千平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑥第二種住居地域
住居地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域で、規模にかかわり、用途地域の合計は、現在の八種類から十二種類になります。

新用途地域・住居系は、規制が厳格な順から次の様になります。変更は、住環境の保護を主目的に行われます。

①第一種低層住居専用地域
環境良好な低層住宅（高さ十メートル以内）専用地域。兼用住宅で、床面積五十平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

②第二種低層住居専用地域
環境良好な中高層住宅（高さ十メートルを超える建物）地。床面積五百平方メートル以内の店舗・飲食店等は建てられます。

③第一種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

④第二種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑤第一種住居地域
住宅地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域。床面積三千平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑥第二種住居地域
住居地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域で、規模にかかわり、用途地域の合計は、現在の八種類から十二種類になります。

新用途地域・住居系は、規制が厳格な順から次の様になります。変更は、住環境の保護を主目的に行われます。

①第一種低層住居専用地域
環境良好な低層住宅（高さ十メートル以内）専用地域。兼用住宅で、床面積五十平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

②第二種低層住居専用地域
環境良好な中高層住宅（高さ十メートルを超える建物）地。床面積五百平方メートル以内の店舗・飲食店等は建てられます。

③第一種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

④第二種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑤第一種住居地域
住宅地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域。床面積三千平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑥第二種住居地域
住居地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域で、規模にかかわり、用途地域の合計は、現在の八種類から十二種類になります。

新用途地域・住居系は、規制が厳格な順から次の様になります。変更は、住環境の保護を主目的に行われます。

①第一種低層住居専用地域
環境良好な低層住宅（高さ十メートル以内）専用地域。兼用住宅で、床面積五十平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

②第二種低層住居専用地域
環境良好な中高層住宅（高さ十メートルを超える建物）地。床面積五百平方メートル以内の店舗・飲食店等は建てられます。

③第一種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

④第二種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑤第一種住居地域
住宅地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域。床面積三千平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑥第二種住居地域
住居地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域で、規模にかかわり、用途地域の合計は、現在の八種類から十二種類になります。

新用途地域・住居系は、規制が厳格な順から次の様になります。変更は、住環境の保護を主目的に行われます。

①第一種低層住居専用地域
環境良好な低層住宅（高さ十メートル以内）専用地域。兼用住宅で、床面積五十平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

②第二種低層住居専用地域
環境良好な中高層住宅（高さ十メートルを超える建物）地。床面積五百平方メートル以内の店舗・飲食店等は建てられます。

③第一種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方米メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

</

用途地域は、このように変わります

次に、新用途地域はどのようなものかをご理解いただきため、表とイラストをご覧ください。

表Ⅰは、現行の用途地域がどのように変更されていくのかを示したもの。表Ⅱは、住居系の新用途地域に建てらる建物、建てられない建物の具体例。イラストは、住居系の新用途地域をイメージ的にとらえたものです。

住居系の用途建築の規制は、第一種低層住居専用地域→準住居地域の方に向に、緩やかになります。

表Ⅰ 用途地域の新旧対照表

現 行		改 正	
用途地域	用 途 規 制	用途地域	用 途 規 制
第1種 住居専用地域	住宅、学校、公衆浴場、診療所、50m以内の兼用住宅等は建築可	旧第1種住居専用地域とおおむね同じ	※第2種低層 住居専用地域
第2種 住居専用地域	上記以外と、工場、ボーリング場、バチンコ屋、ホテル、1,500m超または3階以上の事務所・店舗等は建築不可	上記と、150m以内の店舗は建築可	※第1種中高層 住居専用地域
住居地域	上記と、劇場、映画館、演芸場、観覧場、待合、料亭、バー、キャバレー、ダンスホール、営業用倉庫、50m超の車庫・危険性や環境悪化を誘う工場等は建築不可	上記と、病院、児童福祉施設、500m以内の店舗は建築可	第2種中高層 住居専用地域
	※第1種 住居地域	上記と、バチンコ屋、カラオケボックス、3,000m超の事務所・店舗は建築不可	旧第2種住居専用地域とおおむね同じ。
	第2種 住居地域	上記と、木製粉碎工場は建築不可。車庫、150m以内の自動車修理工場等は建築可	※準住居地域
		近隣商業地域	上記と、劇場、映画館、キャバレー、個室付き浴場は建築不可
		商業地域	今回の改正では、大きな変更はありません。
		準工業地域	商業地域
		工業地域	今回の改正では、大きな変更はありません。
		工業専用地域	準工業地域
			工業地域
			工業専用地域

*は、今回の改正で新設された用途地域。

→住環境の保護を目的にした、ほとんどの地域に適用する原則的な指定替え。

→基盤整備やまちづくり構想がある地域に適用する指定替え。

→特に良好な住環境を保護する必要がある地域に適用する指定替え。

指定替えスケジュール

平成5年度

①土地利用の現況調査

国・県の指定基準、市のみちづくりの方針、県との協議

②新用途地域の原案作成

- 用途地域の指定替えは、市民の皆さんのお声を聴くなど、左表のような手順を踏みます。その作業は、川越市の場合、市と県が協議しながら行っています。
- ①市街化区域内の建物を対象に、使われ方、何階建かなどを調査。
- ②右の調査結果を基に国・県の指定基準、市のまちづくり計画などと照らし合わせ、県と協議しながら指定替えの原案を作成。
- ③原案説明会を、平成6年6月～8月、市街化区域の中学校地区ごとに実施する予定。また区画整理事業、地区計画策定の話し合いが進められており、公聴会を開催。皆さんの意見を聞くために公聴会を開催。
- ④指定替えの原案を見直し、確定案を作成。
- ⑤指定替えの確定案を、皆さんに縦覧。

平成八年六月までに、改正されます

平成6年度

①地元説明会

②公聴会

③新用途地域の確定案作成

平成7年度

⑥新用途地域(案)の縦覧

⑦市都市計画審議会で審議

⑧県都市計画地方審議会で審議

⑨新用途地域の決定・告示

今回の都市計画法の改正では、用途地域制度と一緒に、次のように改正も行われました。

市町村マスタープラン、都市計画の基本方針として、市全体の構想と地域別構想を市が定める制度。皆さんの意見を反映しながら、将来の都市づくりの基本方針、地域別の市街地が定められています。

市では、策定に向け検討しています。

地区計画は、良好な市街環境の形成・保全を図るために、建築物の用途・形態制限、道路・公園などの配置を地域の特性に応じて定めたもの。市は、用途地域とあわせた住まい環境づくりに向けて、策定を推進しています。

用途地域の変更について詳しくは、都市計画課計画係内線545へ。

表Ⅱ 住居系・用途地域別の建築物の制限(概要)

建 築 物 の 例	第1種 低層住 居専用 地 域	第2種 低層住 居専用 地 域	第1種 中高層 住居専用 地 域	第2種 中高層 住居専用 地 域	第1種 住居地 域	第2種 住居地 域	準住 居地 域
住宅、共同住宅、寄宿舎、一定規模以下の兼用住宅の店舗・事務所、小・中・高校、幼稚園、図書館、神社、寺院、教会、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、保育所、公衆浴場、診療所	○	○	○	○	○	○	○
大学、高等専門学校、専修学校、病院	×	×	○	○	○	○	○
床面積が150m以内の一定の店舗・飲食店	×	○	○	○	○	○	○
床面積が500m以内の一定の店舗・飲食店	×	×	○	○	○	○	○
上記以外の物品販売の店舗・飲食店・事務所	×	×	×	*	2	○	○
ポウリング場、スケート場、水泳場、ホテル、旅館、自動車教習所、床面積が15m超の畜舎	×	×	×	×	*	2	○
マージャン屋、バチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、カラオケボックス	×	×	×	×	×	○	○
2階以下で、床面積が300m以下の自動車車庫	×	×	○	○	○	○	○
上記要件を超える自動車車庫、営業用倉庫、客席の床面積が200m未満の劇場、映画館	×	×	×	×	×	×	○
客席床面積が200m以上の劇場、映画館、キャバレー、料亭、ナイトクラブ、個室付き浴場	×	×	×	×	×	×	×
作業場床面積が50m以下の工場で、危険性や環境悪化のそれが非常に少ないもの	×	×	×	×	○	○	○
作業場床面積が150m以下の自動車修理工場	×	×	×	×	×	×	○
火薬類・石油類・ガス等の危険物の貯蔵、処理量が非常に少ない施設	×	×	×	*	1	*	2

○=建てられます

×=建てられません

*1は、2階以下かつ床面積が1,500m以下の場合は建築可能です。

*2は、床面積が3,000m以下の場合は建築可能です。

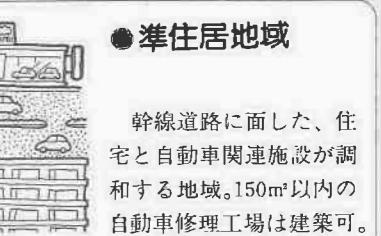
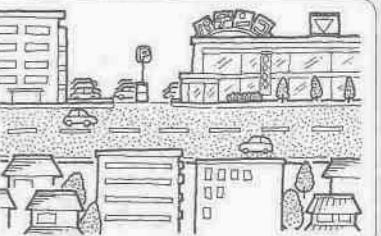
●第1種低層 住居専用地域



住居系の用途地域

イメージ図

●第1種住居地域



正しい評価と無理のない負担でふるやくづくりに生かします

固定資産税平成六年度評価替え

固定資産税について

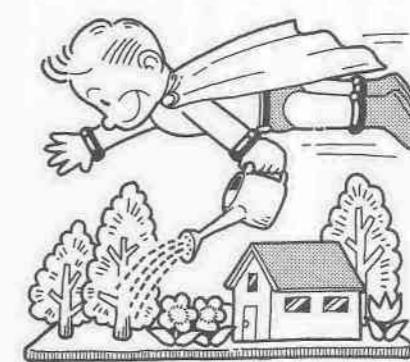
固定資産税は、土地、家屋、償却資産の毎年一月一日現在の所有者に、その資産価値に応じて納めていた市税です。

川越市の平成五年度一般会計歳入予算（六月補正後）表I）に占める市税収入の割合は、六三・八セント（四百八十七億円）。その市税収入のうち、三八・一セント（百八十四億円）が固定資産税（都市計画税を含みます）によるものであり、他の收入とともに大切な市の財源となっています。

この固定資産税のうち、土地と家屋については、三年ごとに評価替えが行われます。次の評価替えは、平成六年度に行われますが、この評価替えから、土地の評価は、地価公示価格の七割程度を目標に評価の均衡化・適正化を図ることされました。

土地評価の適正化

土地の価格には、公的の土地評価といわれるものだけでも地価公示価格（国土庁土地鑑定委員会）、地価調査価格（都道府県）、相続税評価額（国税局）、固定資産税評価額（国税局）が含まれます。



負担は急に増えません

今回の評価替えは、基本的に評価の均衡化・適正化を図ることが目的です。したがって、評価替えに伴う税負担を緩和するため、去る平成五年三月末に公布された地価評価額による評価の上昇とされています。

方税法等の一部を改正する法律により、住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、前年度の税額を基礎としたなだらかな負担調整措置をはじめとした、総合的な調整措置が講じられています。

の七割程度を目標に、不動産鑑定士による鑑定評価価格を採用して、評価の均衡化・適正化を推進する

率は、地域によってかなりの差が出ることが予想されますが、川越市の場合、住宅地区の宅地平均でおよそ五・六倍程度になると思われます。

適切な税負担の調整

この評価替えによる評価の上昇

固定資産税

Q&A

A 地価が下がっているのに、なぜ大幅な評価替えをするのですか。

今までの土地の評価替えでは、こでは、地価が上がっているときでも、税負担を考慮して、評価の上昇を極力おさえきました。その結果、三大都市圏の土地のように、地価が急激に上昇したところでは、実際の価格と固定資産税の評価額が大きく離れてしまい、また、全国的にも評価にばらつきが生じることになりました。

A 家屋の評価額はどうなるのですか。

家屋も土地と同様に、三年ごとに評価の見直しを行っています。そして、前年度より評価が下がればその価格を、逆に上がってしまった場合には、前年度の価格に据え置き措置が講じられてきました。それが、平成六年度の評価替えでは、前年度の評価額を三パーセント減価する暫定措置がとられるため、すべての家屋

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

Q&A

A 土地の評価額が上がると固定資産税も急に増えるのですか。

土地の評価替えは、土地の評価を図ることを目的としていますので、評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。

たとえば、土地の評価が五・六倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。

これをモデルケースの税額でみると表IIのようになります。

固定資産税

みんなで支え合う年金制度

国民年金は、現在、保険をかけている人（被保険者）が、かつて保険料をかけていて現在、年金を受けている人（受給者）を助け、現在の被保険者の世代が年をとつたときなどに次世代の被保険者が支えていく「世代と世代の支え合い」によって成り立っている制度です。

このため、国民年金は、二十歳以上六十歳未満のすべての人が加入しなければなりません。二十歳以上であれば学生も国民年金に加入することになります。

国民年金をより安定した制度としていくためには、被保険者に該当する世代が、きちんと国民年金に加入し、保険料を納めていただ

くことによって財源を確保することが必要になります。

また、保険料を納めておかない場合、病気やけがなどで障害を持ったときに「障害基礎年金」が支払われなかつたり、将来、受給年齢に達しても「老齢基礎年金」が受けられなくなつたりしますので必ず加入してください。

老齢基礎年金は、原則として二十五年以上の受給資格期間を必要とし、二十歳から六十歳までの四十年間保険料を納めると満額の年金を受けることができます。

国民年金は就職、退職、結婚など、その都度種別が変わり、保険料の納付方法が異なるため、変更の届け出が必要です。被保険者の

種別に異動が生じたときは、保険年金課または出張所に届け出をしてください。届け出をしないと将来、年金を受けるときに不利になります。

国民年金保険料の支払いは、納め忘れることなく、支払いの手間が省ける口座振替をおすすめします。

問い合わせ：保険年金課年金係
内線265

炊飯器、修理が買い替えが

八年前に買ったジャー炊飯器

まつた。電気店に持つて行った修理代は三千円ぐらいため、しきりに買い替えを勧められた。納得がいかないが、どうしたらいいか。

* * *

家電製品が故障した場合、修理した方がいいか買い替えた方がいいかは迷うところです。使

用年数、故障個所、修理代などによつて判断しますが、この相

談の場合、結論からいうと、やはり買い替えた方がいいでしょう。

それは、炊飯機能は何ともな

いにしても、八年使つていると全体に性能が落ちていると考

られるからです。通産省が決めている炊飯器の部品保有期間は六年。もちろんそれ以上たつてもほとんどのメーカーは部

品を保有しているので修理は可能ですが、今回修理したとして

最も最初のころに比べるとお

いしく炊けなくなつてていると思



消費生活レポート

内線261-7066

生活情報センター

は、ほとんどがマイコン付きで八年前のものに比べ性能が格段あります。学生にも免除制度がありますので保険年金課または出張所でご相談ください。

国民年金保険料の支払いは、納め忘れることなく、支払いの手間が省ける口座振替をおすすめします。

経済的な理由で納めることができないときは、保険料免除制度があります。

保険年金課または出張所でご相談ください。

国民年金保険料の支払いは、納め忘れることなく、支払いの手間が省ける口座振替をおすすめします。

問い合わせ：保険年金課年金係
内線265

新しい保険証は届きましたか

国民健康保険に加入している世帯に新しい保険証（国民健康保険被保険者証）が黄色またはサーモン色）を送付しました。十一月一日（月）からは、新保険証で受診してください。

資格：両親いずれとも別居していき親の扶養を受けていない義務教育終了前の児童と同居し、養育

支給額（一人につき）：小学校入学＝一万二千円▼中学校入学

支給額（一人につき）：小学校入学＝一万八千円

川越市指定上下水道工事店変更のお知らせ

川越市指定上下水道工事店のうち、次の工事店が変更になりました。
指定（十月一日付け）

廃止（十月一日付け）

電気自動車の愛称は「そよかぜ」に決まりました



舟橋市長から表彰状と記念品が贈られました。

八月十日発行の広報川越で募集した電気自動車の愛称にたくさん

ご応募ありがとうございました。

聴覚障害者に理解を持ち、手話通訳ができる方は、社会福祉協議会にご連絡を。

自然にやさしい電気自動車は、環境保護の啓発に用いられます。

問い合わせ：環境管理課管理係

内線2336

すでに会社等の健康保険に入っている方は、早急に国民健康保険の喪失手続きを行つてください。

対象：平成五年度の市民税が非課税で、生活保護を受けていない母子・父子家庭および父母のいない児童を養育している家庭

※申請最終日以降に母子・父子家庭になられた場合は、来年三月末日まで受け付けます。

申請方法：十二月二十八日（火）まで課か最寄りの出張所・連絡所にお返しください。

内線2602

童福祉係へお越しください

※申請最終日以降に母子・父子家庭になられた場合は、来年三月末日まで受け付けます。

問い合わせ：福祉課児童福祉係
内線2991

すでに会社等の健康保険に入っている方は、早急に国民健康保険の喪失手続きを行つてください。

対象：平成五年度の市民税が非課税で、生活保護を受けていない母子・父子家庭および父母のいない児童を養育している家庭

※申請最終日以降に母子・父子家庭になられた場合は、来年三月末日まで受け付けます。

問い合わせ：福祉課児童福祉係
内線2991

すでに会社等の健康保険に入っている方は、早急に国民健康保険の喪失手続きを行つてください。

対象：平成五年度の市民税が非課税で、生活保護を受けていない母子・父子家庭および父母のいない児童を養育している家庭</

お知らせパック

催し

●'93消費者カレッジ

生活情報センター☎26-7066
いずれも無料。

上手な手ぬきフリージングのコツ

日時：12月6日(月) 午後1時～

3時 会場：南公民館 定員：先着五十人

申込み：11月20日(土)午前11時から電話で生活

情報センター(電話可)

あなたの生涯所得・生涯時間を

設計してみませんか

日時：12月20日(月) 午後1時～

3時 会場：アトレ六階コミュニティホール 定員：先着五人

申し込み：11月20日(土)午前11時から生

活情報センター(電話可)

午前11時から生涯時間

経費…百円(保険料)

問い合わせ…東後楽会館☎24-33360

第22回川越市民駅伝大会

保健体育課内線315

日時…12月19日(日) (小雨決行)、午前8時～8時30分受け付け

会場…川越運動公園陸上競技場

コース…陸上競技場および周辺道路

経費…百円(保険料)

種目

タスキ	種目	区間・距離
赤	中学生男子	1～5区 各3,000m
青	高校生男子	1～5区 各3,400m
朱	一般 A	2～4区 各3,700m
緑	一般 B	1～5区 各3,700m
黄	中学生女子	1～5区 各3,000m
白	高校生女子	1～5区 各3,700m
桃	一般女子	各3,700m

青少年相談員とゲーム、歌など。プレゼント交換もあります。

対象…市内在住の小学生 定員：先着三十人 経費…三百円

申し込み：11月15日(月)午前8時30分から電話で婦人青少年課

※五百円相当のプレゼントをご用意ください。

接会場へ。無料。

日時：11月18日(木)午後1時30分

会場…西武本川越駅

業安定課☎048-824-12

職者…転職を希望する方(常用就業者)

問い合わせ…埼玉県職業安定課☎048-824-12

申し込み…12月1日(木)までに、経費を添えて保健体育課

※チーム名と区間名を明記したゼッケンを胸背部に着用してください。ゼッケンが無い場合は出場できません。

※一般A・Bは、男女混合も可能です。

申し込み…12月1日(木)までに、経費を添えて保健体育課

日時：11月27日(土)午後1時30分

会場…丹下左膳・鞍馬天狗など。

前10時～午後5時 定員：先着百人

料金…百十人

歴史・時代小説フェアジョイン

ト映画会

丹下左膳・鞍馬天狗など。

日時…11月26日(金)～12月5日(日)午前10時～午後5時

会場…歴史・時代小説フェアジョイン

貸し出しとビデオ上映。

日時…11月24日(水)午後1時30分

会場…埼玉県・ハローワーク公共職業安定所など主催。職業適性検査コーナーもあります。当日直

接会場へ。無料。

日時：11月18日(木)午後1時30分

会場…西武本川越駅

業安定課☎048-824-12

職者…転職を希望する方(常用就業者)

問い合わせ…埼玉県職業安定課☎048-824-12

申し込み…12月1日(木)までに、経費を添えて保健体育課

日時：11月28日(日)午後1時～

会場…屋外展示場 定員：先着五十人

料金…無料。

日時…11月28日(日)午後1時～

会場…丹下左膳・鞍馬天狗など。

前10時～午後5時 定員：先着百人

料金…百十人

歴史・時代小説フェアジョイン

ト映画会

丹下左膳・鞍馬天狗など。

日時…11月26日(金)～12月5日(日)午前10時～午後5時

会場…歴史・時代小説フェアジョイン

貸し出しとビデオ上映。

日時…11月24日(水)午後1時30分

会場…埼玉県・ハローワーク公共職業安定所など主催。職業適性検査コーナーもあります。当日直

接会場へ。無料。

日時：11月18日(木)午後1時30分

会場…西武本川越駅

業安定課☎048-824-12

職者…転職を希望する方(常用就業者)

問い合わせ…埼玉県職業安定課☎048-824-12

申し込み…12月1日(木)までに、経費を添えて保健体育課

日時：11月28日(日)午後1時～

会場…丹下左膳・鞍馬天狗など。

前10時～午後5時 定員：先着百人

料金…百十人

歴史・時代小説フェアジョイン

ト映画会

丹下左膳・鞍馬天狗など。

日時…11月26日(金)～12月5日(日)午前10時～午後5時

会場…歴史・時代小説フェアジョイン

貸し出しとビデオ上映。

日時…11月24日(水)午後1時30分

会場…埼玉県・ハローワーク公共職業安定所など主催。職業適性検査コーナーもあります。当日直

接会場へ。無料。

日時：11月18日(木)午後1時30分

会場…西武本川越駅

業安定課☎048-824-12

職者…転職を希望する方(常用就業者)

問い合わせ…埼玉県職業安定課☎048-824-12

申し込み…12月1日(木)までに、経費を添えて保健体育課

日時：11月28日(日)午後1時～

会場…丹下左膳・鞍馬天狗など。

前10時～午後5時 定員：先着百人

料金…百十人

歴史・時代小説フェアジョイン

ト映画会

丹下左膳・鞍馬天狗など。

日時…11月26日(金)～12月5日(日)午前10時～午後5時

会場…歴史・時代小説フェアジョイン

貸し出しとビデオ上映。

日時…11月24日(水)午後1時30分

会場…埼玉県・ハローワーク公共職業安定所など主催。職業適性検査コーナーもあります。当日直

接会場へ。無料。

日時：11月18日(木)午後1時30分

会場…西武本川越駅

業安定課☎048-824-12

職者…転職を希望する方(常用就業者)

問い合わせ…埼玉県職業安定課☎048-824-12

申し込み…12月1日(木)までに、経費を添えて保健体育課

日時：11月28日(日)午後1時～

会場…丹下左膳・鞍馬天狗など。

前10時～午後5時 定員：先着百人

料金…百十人

歴史・時代小説フェアジョイン

ト映画会

丹下左膳・鞍馬天狗など。

日時…11月26日(金)～12月5日(日)午前10時～午後5時

会場…歴史・時代小説フェアジョイン

貸し出しとビデオ上映。

日時…11月24日(水)午後1時30分

会場…埼玉県・ハローワーク公共職業安定所など主催。職業適性検査コーナーもあります。当日直

接会場へ。無料。

日時：11月18日(木)午後1時30分

会場…西武本川越駅

業安定課☎048-824-12

職者…転職を希望する方(常用就業者)

問い合わせ…埼玉県職業安定課☎048-824-12

申し込み…12月1日(木)までに、経費を添えて保健体育課

日時：11月28日(日)午後1時～

会場…丹下左膳・鞍馬天狗など。

前10時～午後5時 定員：先着百人

料金…百十人

歴史・時代小説フェアジョイン

ト映画会

丹下左膳・鞍馬天狗など。

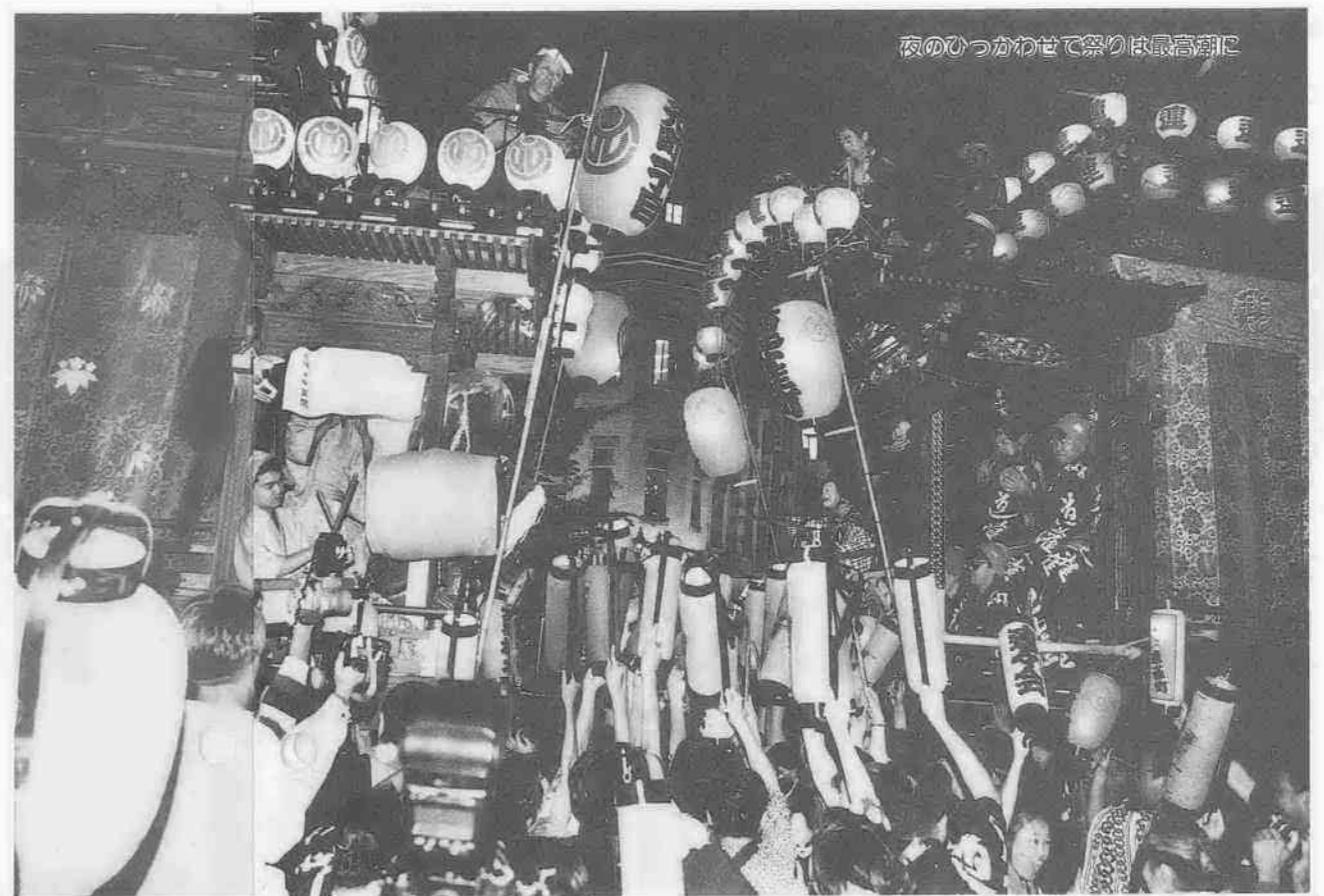
日時…11月26日(金)～12月5日(日)午前10時～午



川越まつり

子どもも大人も
祭り囃子に心が踊る

十月十四日木・十五日金、江戸の天下祭りを
今に伝える「川越まつり」が盛大に行われました。
た。今年は九台の華麗な山車がひき回しに登場。
十四日は居離子、十五日はいよいよ色あでやか
な手古舞姿の女の子を先頭にひき回し。ちよう
ちんに灯が入るところから祭りは最高潮を迎え、
威勢のいい掛け声と祭り囃子が秋の夜空に響き
渡り、子どもも大人も祭りを満喫しました。



夜のひつかわせて祭りは最高潮に



手古舞姿を先頭にひき回し



川越競職組合によるはしご乗り

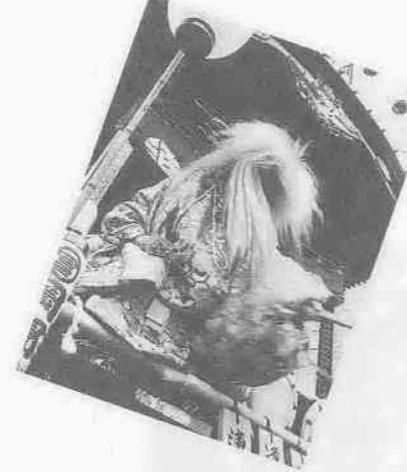


▲しばし休憩



▲あれ！ ひかないの？

▲藏のまちを山車が行く



▲ひき回し前に
ハイ、チーズ！



四国・少林寺への旅

ジョシ・ハリ・オムさん(35歳・天沼新田)

ナマステ (こんにちは)、私は川越に住んで通算10年になります。2年前に再来日しました。旅行では京都など幾つかの都市を巡りました。各地でおいしい食べ物や日本人の親切にふれました。特に川越は大好きな街の一つです。

6月26日・27日に四国へ行きました。ネパールには海がないので、特に瀬戸大橋の長さとりっぱなのにはほんとうにビックリしました。瀬戸内海の島々もたくさんあり、たいへんきれいで、いろいろな形の物が橋から見えました。今回の旅行は、少林寺拳法の4段を受験するため、香川県多度津町の総本部へ行きました。受験者70名の中でたった1人の外国人でしたので、不安でした。試験が終わり、合格者が発表された中に、自分の名前があったのでたいへんうれしかったです。妻と子どもを本国において2年半も厳しい修行を川越で続けた苦労がいつぶんにふつんでしまいました。

少林寺拳法のルーツはネパール、インドにあるといわれています。そのネパールで帰国を機に来年1月道院を開き、青少年に教えていきます。

イラストコーナー



根岸祐子(12歳・下広谷)

川越の伝説 79

いぼ地蔵さん（山田地区）



絵と文 池原昭治さん

寺山の方に、たいへん正直で働き者のお百姓が住んでおりました。入間川の増水で土手がきれ、大洪水で家や畑煙が荒らされる以外は、とりたてて困つたこともなく、毎日のんびりと暮しておりました。ところが最近になって、たつた一つ困つたことがおきました。それは疣です。最初は手の甲などにポツンとできていましたが、いつの間にか足にひろがり、それがとうとう顔にまであらわれ、さすがのお百姓も医者に通いましたが、いつこうに治りません。次は神のみとばかり神社、お寺とあちらこちらお参りに行きましたが、どうにもよくなりません。ある日のこと、松山街道を南山田の方へ来た時です。辻の、道しるべのお地蔵さんが目にになりました。これがもう最後の神だのみと思いお地蔵さんに向かって「どうか身体のいばがとれますように」と一心に願をかけました。そして、あくる日のことです。不思議なことに、あんなに苦しんでいた疣がすっかりとれているではありませんか。お百姓は身体を何度も何度もさわってみますが、もうどこにも疣はありません。「これはきっと昨日のお地蔵さんにはいなかんべえ」ときつそく煙の青トウガラシをもつて、お礼に行きました。このことがたいそう評判になり、人々は「いぼ地蔵さん」と呼び、近郷近在から願かけにやつてくる人が跡を絶ちませんでした。そして、青トウガラシがいつも置かれていたそうです。

川越市教育委員会社会教育課刊行「続 川越の伝説」から

わが街川越 番組ガイド

38ch テレビ埼玉 毎週火曜日 午後5時30分～5時40分 再午後10時15分～10時25分

■一部変更になることがあります。あらかじめご了承ください。

11.16

TUESDAY



11.15(月) 午後5時～

38ch テレビ埼玉

「常盤6丁目情報局」に舟橋功一
市長が生出演します。

11.23

TUESDAY

11.15(月) 午前9時45分～10時

3ch NHK教育テレビ

「くらし発見」で川越が紹介されます。
再放送 11.19(金) 午前11時～
11.20(土) 午前11時30分～

11.30

TUESDAY

第42回川越市美術展覧会

10月27日(木)～31日(日)、市民会館と市立図書館を会場に開催された川越市美術展覧会。日本画・洋画・彫塑・工芸・書・写真の5部門から力作715点が展示されました。番組では、展覧会の様子や授賞作品を紹介します。

リサイクル

11月14日(日)、川越市リサイクルセンター(芳野台2-8-18)でリサイクル品を販売。一度は不用になった自転車、家具などが、シルバー人材センターで整備され、新しい所有者によって価値あるものに生まれ変わります。

川越の伝説 時の鐘のはなしほか

川越の伝説をアニメで紹介するシリーズ。今回は、川越のシンボル、時の鐘にまつわる話と、三千石の原で大蛇に出会ってしまったおじいさんの話、「三千石の原の大蛇」(古谷地区)をお送りします。